

○大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則

昭和58年9月30日規則第16号

**改正**

昭和60年7月12日規則第5号

昭和60年10月8日規則第13号

平成7年3月31日規則第40号

平成8年10月16日規則第22号

平成11年4月1日規則第4号

平成14年9月30日規則第31号

平成16年1月29日規則第55号

平成17年10月1日規則第51号

平成18年9月30日規則第33号

平成19年12月28日規則第36号

平成20年9月1日規則第31号

平成25年3月29日規則第56号

平成26年6月18日規則第5号

平成27年12月28日規則第29号

平成28年9月29日規則第24号

大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第6号。

以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(受給資格の認定申請の手続)

**第3条** 条例第5条前段の規定により、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けようとする

者は、ひとり親家庭等医療費受給資格認定・更新申請書兼台帳に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証（以下「被保険者証等」という。）

(2) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類により証明される事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(ひとり親家庭等医療証の交付及び不交付の通知)

**第4条** 条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭等医療証（以下「医療証」という。）の交付は、市長が同項の受給資格者に対する医療証の交付の可否を審査した上、行うものとする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定により医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の有効期限等)

**第5条** 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとする。ただし、有効期限までの間に受給資格の認定の期間が満了する場合は、当該受給資格の認定の期間が満了する日の属する月の末日までとする。

2 受給資格者は、医療証の有効期限が満了したときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(受給資格の更新申請の手続)

**第6条** 条例第5条後段の規定により、引き続き受給資格の認定を受けようとする者は、毎年8月1日から9月30日までに受給資格の更新を申請しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(医療証の再交付)

**第7条** 受給資格者は、医療証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、ひとり親家庭等医療証再交付申請書を市長に提出して、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を汚損し、又は破損した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、亡失した医療証を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

**第8条** 条例第7条に規定する規則で定める病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関又は保険薬局、同法第88条第1項の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他市長の定める病院、診療所、

薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）とする。

（ひとり親家庭等医療費の請求）

**第9条** 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定によりひとり親家庭等医療費の支払を市長に請求しようとするときは、子障親医療費請求書又は子障親訪問看護療養費請求書を市長に提出しなければならない。

（ひとり親家庭等医療費の支給申請）

**第10条** 受給資格者は、条例第8条第3項の規定によりひとり親家庭等医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて子ども・障害者・ひとり親医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者が大牟田市国民健康保険の被保険者であって、当該受給資格者に係るひとり親家庭等医療費の額を公簿等によって確認することができるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

（ひとり親家庭等医療費に関する不支給の決定の通知）

**第11条** 市長は、前条第1項の規定による申請書が提出された場合において、ひとり親家庭等医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その旨及び決定の理由を文書により申請者に通知するものとする。

（届出事項）

**第12条** 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 受給資格者の住所、氏名及び個人番号
- （2） 受給資格者の被保険者証等の内容
- （3） 受給資格に関する事項
- （4） その他市長が必要と認める事項

2 受給資格者は、条例第9条の規定により届出をしようとするときは、ひとり親家庭等医療変更届に医療証を添えて、市長に届け出なければならない。

3 受給資格者は、条例第3条に規定する受給資格要件に該当しなくなったときは、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、市長に届け出なければならない。

4 受給資格者は、ひとり親家庭等医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者の行為による傷病届に医療証を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

（受給資格の喪失の特例）

**第13条** 受給資格者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日の翌日に受給資格を喪失す

るものとする。

- (1) ひとり親家庭でなくなったとき（婚姻による場合を除く。）。ひとり親家庭でなくなった日の属する月の末日
- (2) 父母のない児童でなくなったとき。父母のない児童でなくなった日の属する月の末日
- (3) ひとり親家庭の母又は父が扶養する児童又は父母のない児童が18歳に達したとき。最も早く到来する3月31日
- (4) 受給資格者が死亡したとき。死亡の日。ただし、児童が死亡したため受給資格の要件に該当しなくなったひとり親家庭の母又は父が現に医療を受けている場合は、児童が死亡した日の属する月の末日

(様式)

**第14条** この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭等医療費受給資格認定・更新申請書兼台帳 様式第1号
- (2) ひとり親家庭等医療証 様式第2号
- (3) ひとり親家庭等医療証再交付申請書 様式第3号
- (4) 子障親医療費請求書 様式第4号
- (5) 子障親訪問看護療養費請求書 様式第5号
- (6) 子ども・障害者・ひとり親医療費支給申請書 様式第6号
- (7) ひとり親家庭等医療変更届 様式第7号
- (8) ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届 様式第8号
- (9) 第三者の行為による傷病届 様式第9号

(施行の細則)

**第15条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この規則は、昭和58年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る母子家庭等医療費から適用する。

#### 付 則 (昭和60年7月12日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、昭和60年6月1日以降に受けた医療にかかる母子家庭等医療費から適用する。

#### 付 則 (昭和60年10月8日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成7年3月31日規則第40号抄）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**付 則**（平成8年10月16日規則第22号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の様式については、改正後の大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の様式とみなして、当分の間、なお使用することができる。

**付 則**（平成11年4月1日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の様式については、改正後の大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の様式とみなして、当分の間、なお使用することができる。

**付 則**（平成14年9月30日規則第31号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

**付 則**（平成16年1月29日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成17年10月1日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成18年9月30日規則第33号）

- 1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の様式第4号から様式第6号までについては、改正後の大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の様式第4号から様式第6号までとみなして、当分の間、なお使用することができる。

**付 則**（平成19年12月28日規則第36号）

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の様式によりなされた手続は、改正後の大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の様式によりなされた手続とみなす。

**付 則**（平成20年 9 月 1 日規則第31号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成20年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、施行日前においても、改正後の大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により、大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成20年条例第 8 号。以下「改正条例」という。）による受給資格の認定及び当該受給資格を認定した者に対するひとり親家庭等医療証の交付をすることができる。

（経過措置）

- 3 施行日から平成22年 9 月30日までの間に受診する診療分に限り、改正条例付則第 5 項に規定する一人暮らしの寡婦については、引き続き改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則様式第 2 号中「入院 1 日当たり500円（月 7 日限度）」とあるのは、施行日から平成21年 9 月30日までの間は「入院 1 月当たり12,000円を限度」と、平成21年10月 1 日から平成22年 9 月30日までの間は「入院 1 月当たり24,000円を限度」と、「通院 1 月当たり800円を限度」とあるのは、施行日から平成21年 9 月30日までの間は「通院 1 月当たり1,000円を限度」と、平成21年10月 1 日から平成22年 9 月30日までの間は「通院 1 月当たり2,000円を限度」とする。

**付 則**（平成25年 3 月29日規則第56号）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の様式第 7 号については、改正後の大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の様式第 7 号とみなして、当分の間、なお使用することができる。

**付 則**（平成26年 6 月18日規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成26年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の規定により交付されたひとり親家庭等医療証であって、この規則の施行の日以後なおその効力を有するものについては、改正後の大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

**付 則**（平成27年12月28日規則第29号）

- 1 この規則は、平成28年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則様式第1号は、施行日以後に行われる同規則第3条第1項（同規則第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による提出について適用し、施行日前に行われた改正前の大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第3条第1項（同規則第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による提出については、なお従前の例による。

付 則（平成28年9月29日規則第24号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号（第14条関係）

様式第2号（第14条関係）

様式第3号（第14条関係）

様式第4号（第14条関係）

様式第5号（第14条関係）

様式第6号（第14条関係）

様式第7号（第14条関係）

様式第8号（第14条関係）

様式第9号（第14条関係）